

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の 取組状況に係る調査

—令和6年度調査結果の分析—

須藤加澄[†]（農林水産省畜産局畜産振興課）



1 はじめに

家畜のアニマルウェルフェア（以下「AW」という。）は、近年、ワンヘルスやサステナビリティ等の観点から国際的に関心が高まってきており、わが国においても、畜産物の輸出拡大や持続可能な食料システム構築の一環としてAWに配慮した飼養管理が重要視されている [1]。こうした動向を踏まえ、農林水産省は、令和5年7月、国際獣疫事務局（WOAH, 旧 OIE）が定めるAWの国際基準 [2] を満たしていくという考えのもと、同基準に沿った「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針（以下「AW指針」という。）」を発出した [3]。この指針は、畜種ごとの飼養管理等について国際基準を満たすための具体的な対応をまとめたものであり、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、輸送及び農場における安楽死の計8本から構成される [4-11]。また、AW指針の普及・定着を進めるに当たり、生産現場におけるAW指針の取組状況を国が定期的に調査して進捗を確認することとしており、令和6年度に初めての本格調査を実施した。

AW指針については、その発出以降、説明会等を通じて生産者をはじめとする幅広い関係者への周知を進めてきたものの、生産現場で働くすべての人に十分浸透しているとはいえない面もあった。そこで、令和6年度調査は、AW指針に沿った飼養管理等が実施されているかを把握するだけでなく、本調査自体を通じてAW指針の存在を周知することも目的に、調査範囲を限定せず全国の生産者を対象として実施した。

本稿では、AW推進方策の検討に資するため、令和6年度調査で得られた単純集計結果を基に、回答者のAW指針の認知度と取組状況との関連について分析を行ったので、その結果について紹介する。

2 調査概要と分析手法

調査の概要は以下のとおり。本稿で用いるデータは、令和6年度に農林水産省が実施し、すでに公表されている調査結果である [12-18]。

- ・調査時期：令和6年11月～令和7年2月
- ・調査対象：AW指針の対象となる6畜種*（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏、馬）の飼養者
 - * ペット、実験動物、競馬や乗馬等の競技・娯楽用は除く
- ・調査方法：AW指針に関する畜種別のチェックリストを基にした、選択回答式のアンケート（無記名）を紙面とウェブの2手法により実施。
- ・有効回答数：3,728件（乳用牛：375件、肉用牛：760件、豚：491件、採卵鶏：409件、肉用鶏：1,306件、馬：387件）
 - * 無回答及び無効回答の存在により、各設問の有効回答数は異なる。

今回の分析では、まず、畜種ごとのAW指針の認知度を比較するため、AW指針の認知に関する設問への回答分布に有意差があるかを確認した。具体的には、各畜種における「知っている」と「なんとなく知っている」の合計回答数と「名前は聞いたことがあるが、どのようなかわからない」と「聞いたこともない」の合計回答数について、R（version 4.3.0） [19] を用いたカイ2乗検定 [20] により差の有無を検討した。有意差が認められた場合、どの畜種がどのように差に寄与しているかを把握するため、Habermanによる調整残差 [20] を用いて詳細に確認した。

次に、畜種ごとにAW指針の認知度と取組状況の関連を把握するため、飼養管理等に関する各設問に対する回答のうち「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計を「あてはまる計」、「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」の合計を「あてはまらない計」と整理し、こ

[†] 連絡責任者：須藤加澄（農林水産省畜産局畜産振興課）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎ 03-3502-8111 E-mail: animalwelfare_01@maff.go.jp

れらと AW 指針の認知に関する設問への回答（a：「知っている」、b：「なんとなく知っている」、c：「名前は聞いたことがあるが、どのようなものか知らない」、d：「聞いたこともない」）とのクロス集計を Microsoft Excel を用いて行った。また、認知度の各カテゴリ（a～d）における回答分布の差が偶然によるものかを把握するため、R [19] を用いて Fisher の直説法 [20] を実施し、有意差が認められた場合は、どのカテゴリ間に差があるかを確認した。なお、いずれの検定でも有意水

準は 5% とした。

農林水産省では、AW 指針の事項ごとに達成目標を設定することとしており、現在（令和 8 年 3 月）、検討会により議論が進められているところである [21]。この検討会において、取組ができているとする当面の達成水準は「あてはまる計」が 90% に達することで議論が進んでいるため、本稿では、「あてはまる計」が 90% 以上を取組率が高いと整理した。

3 結 果

3-1 AW 指針の認知度

AW 指針の認知に関する設問への回答について、「知っている」または「なんとなく知っている」と答えた者の割合は、全体で 69.0%、乳用牛：62.3%、肉用牛：53.9%、豚：80.0%、採卵鶏：78.4%、肉用鶏：79.2%、馬：45.5% であり、各畜種における回答分布に有意差が

認められた。また、調整残差より、乳用牛・肉用牛・馬の「知っている」または「なんとなく知っている」と答えた者の合計は平均値より有意に低く、豚・採卵鶏・肉用鶏での合計は有意に高い結果となった。以上より、AW 指針の認知度は、乳用牛・肉用牛・馬で低く、豚・採卵鶏・肉用鶏で高いことが分かった（図 1）。

図 1

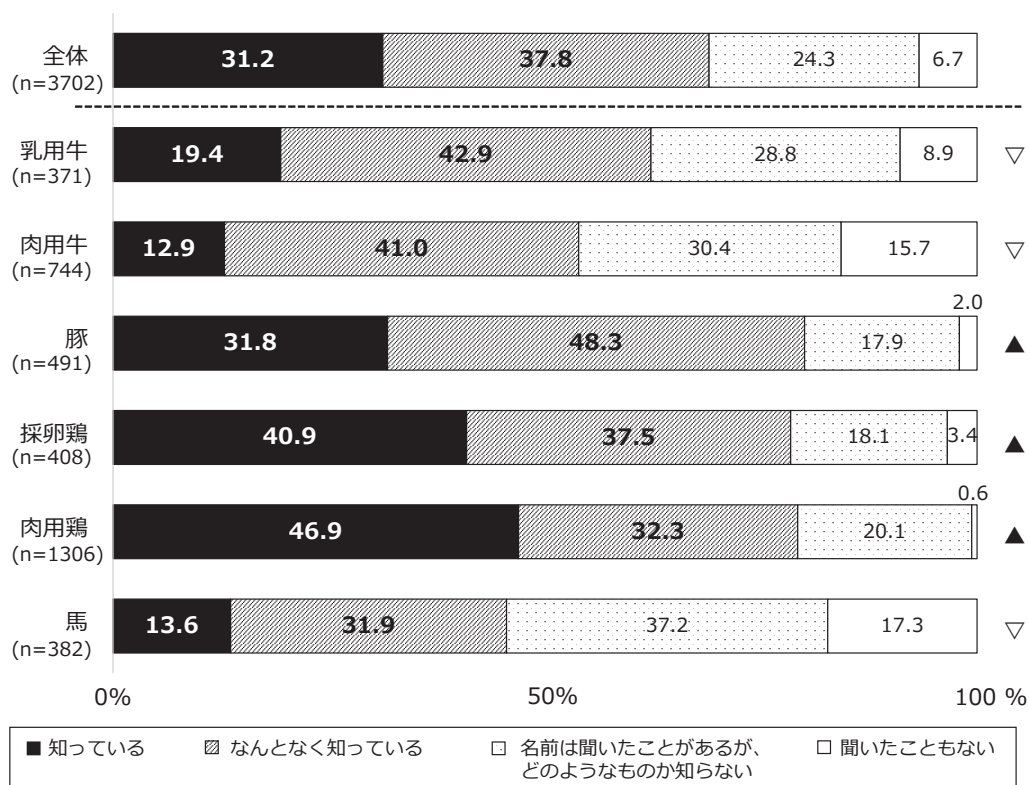


図 1 AW 指針の認知度

※ 1 「全体」は無回答を除く総回答数の単純平均により算出。

※ 2 「知っている」または「なんとなく知っている」と答えた者の合計が平均値より

▲：有意に高い ▼：有意に低い

3-2 AW 指針の認知度と取組状況の関連性に関する畜種ごとの分析結果

表1 「あてはまる計」の割合ごとの該当項目数とその合計

		あてはまる計					合計
		90%以上	80～90%	60～80%	40～60%	40%未満	
乳用牛	全体	29	6	6	2	0	43
	有意差あり	6	3	4	2	0	15
肉用牛	全体	29	5	6	3	0	43
	有意差あり	11	2	5	3	0	21
豚	全体	26	5	9	0	0	40
	有意差あり	9	4	7	0	0	20
採卵鶏	全体	24	9	5	0	0	38
	有意差あり	12	7	4	0	0	23
肉用鶏	全体	27	1	5	2	0	35
	有意差あり	18	1	5	2	0	26
馬	全体	26	5	5	2	0	38
	有意差あり	2	4	5	2	0	13

※「有意差あり」は AW 指針の認知度と取組状況に関連が認められた項目数

表2 「あてはまる計」が90%未満のうち認知度による有意差が認められなかった項目

項 目		あてはまる計 (%)
乳用牛	・断尾は行っていない。	87.7
	・牛の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	81.2
	・繋ぎ飼い方式の場合でカウトレーナーを使用する場合は、適切な方法で設置し、使用している。	81.0
	・警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	79.3
	・家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	76.1
肉用牛	・去勢は、生後3か月以内に行っている。または、3か月齢を超える場合、なるべく早期に行うとともに、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合は、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行っている。	85.8
	・こまめに蹄を観察し、定期的に削蹄を行っている。	86.3
	・繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにしている。	71.2
	・家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	89.0
豚	・分娩予定日の少なくとも1日前には分娩区域に繁殖雌豚が利用できる巢材（またはそれに代わるもの）を提供している。	68.5
	・早期離乳は疾病管理を目的とし、子豚の生理学的特性を十分に理解し、必要な設備を備えた上で行っている。	85.5
	・家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	75.5
採卵鶏	・ピークトリミング後は、止血しているか注意深く観察し、必要に応じてビタミン剤を投与する等の処置を行っている。	88.1
	・換羽処理の際、24時間以上の絶食は行わないようにしている。	63.0
	・異常な行動がみられる場合、飼養空間の再設定等の是正措置を講じている。	86.2
馬	・家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。	87.6

3-2-1 乳用牛の分析結果

全43項目のうち、AW 指針の認知度と取組状況に関連がみられた項目は約3割にあたる15項目であった。「あてはまる計」の割合別にみると、「あてはまる計」が90%以上の29項目のうち、認知度による有意差が認められた項目は約2割である6項目、「あてはまる計」が90%を切る14項目については、約6割である9項目で有意差が認められた（表1）。また、「あてはまる計」が90%未満で差が認められなかった項目は、断尾、人員確保、カウトレーナーの使用、予備

システムの点検、輸送時のAWへの配慮に関する5項目であった（表2）。

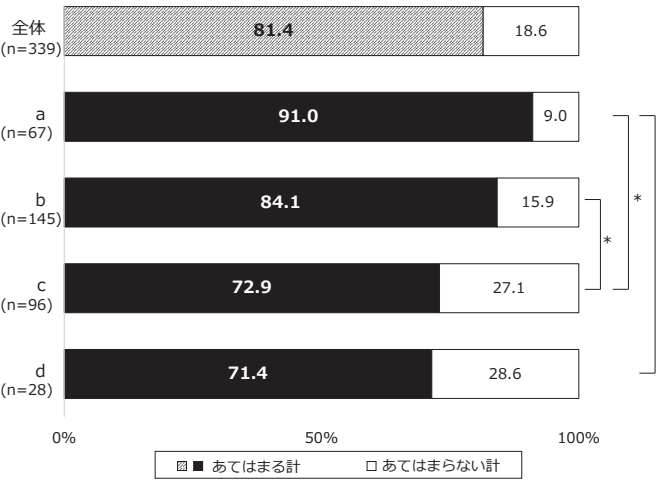
回答をいくつかの類型に分けて整理すると、まず、a（知っている）及び／またはb（なんとなく知っている）（a/b）とc（名前は聞いたことがあるが、どのようなものか知らない）及び／またはd（聞いたこともない）（c/d）の間で有意差が認められた項目が8項目あった（図2）。加えて、3項目において、認知度が高い層ほど「あてはまる」や「ややあてはまる」といった望ましい選択肢を選ぶ割合が高くなる傾向（a

>b>c>d) が確認されたが、いずれも全体での「あてはまる計」が70%に満たない取組率が比較的低い項目であった(図3)。別の3項目ではdとa/b/c間で差が認められ、dでのみ取組率が低い傾向となったが、この3項目はいずれも全体での「あてはまる計」

が90%を超える項目であった(図4)。さらに、繋ぎ飼いの運動に関する1項目では、有意差は確認されたものの、取組率がAW指針の認知度に応じて変化するという一定の傾向はみられなかった(図5)。

図 2

○ 除角は、触ると角が分かるようになる時期以降で、角が未発達(遅くとも生後2か月以内)に行っている。または、角が発達後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。(除角を行っていない29件は含まれない。)



左記以外の該当項目

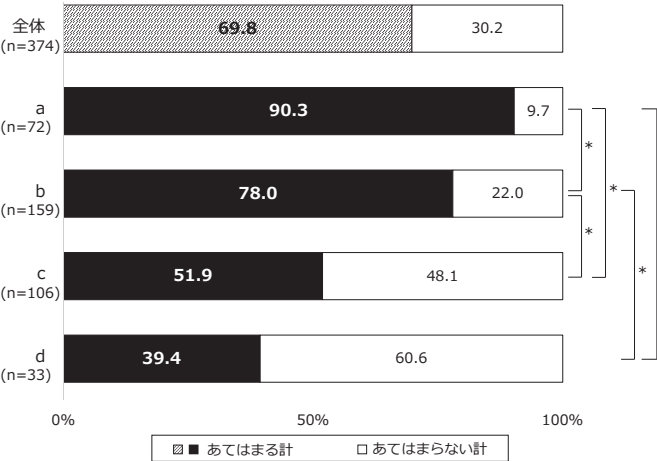
項 目	あてはまる計 (%)
・ 飼養管理に関する記録 (日誌や報告書等) をつけている。	92.0
・ 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択している。	86.3
・ 夜間の分娩に備えた照明、保温及び滑り止めのための敷料等を提供している。	89.1
・ 家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。	92.8
・ 牛が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	97.6
・ 「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等 (その他類似するチェックシートを含む) を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	79.4
・ 自然災害等の影響により、牛や牛舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	78.6

図 2 乳用牛の結果において a/b と c/d 間で差が認められた項目

- ※ 1 a:「知っている」、b:「なんとなく知っている」、c:「名前は聞いたことがあるが、どのようなものか知らない」、d:「聞いたこともない」
- ※ 2 「全体」は a~d 及び a~d への無回答を含む回答数の単純平均により算出。
- * : P<0.05.

図 3

○ アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。



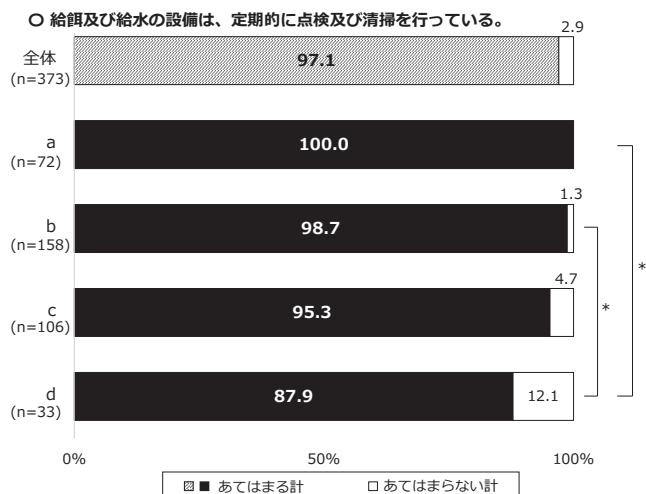
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・ 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル (緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの) 等を整備している。	60.8
・ 危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	56.1

図 3 乳用牛の結果において a>b>c>d の傾向がみられた項目

- ※ 1, ※ 2 図 2 に同じ。
- (以下、図 24 まで共通)

図 4



左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・繁殖にあたり、雌牛の性成熟の程度や体格等を考慮して、交配する種雄牛や性選別精液の選択に注意している。	96.8
・搾乳機等の設備が正常に作動しているか少なくとも1日1回点検し、故障を発見した場合、迅速に修理している。	98.1

図 4 乳用牛の結果において d のみ低い傾向がみられた項目

図 5

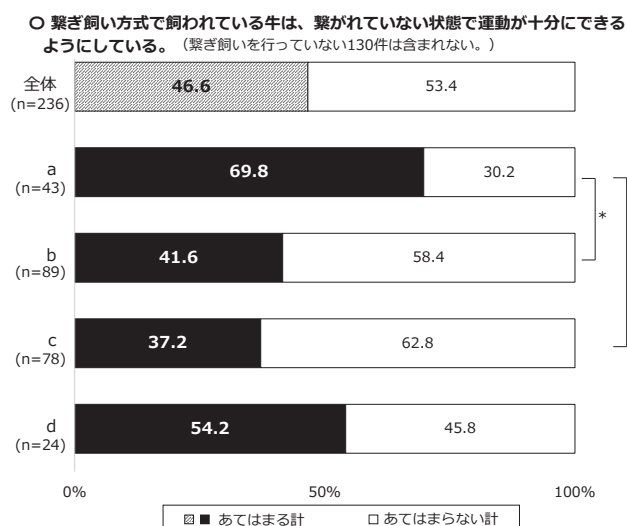


図 5 乳用牛の結果において認知度と取組率に一定の傾向が認められなかった項目

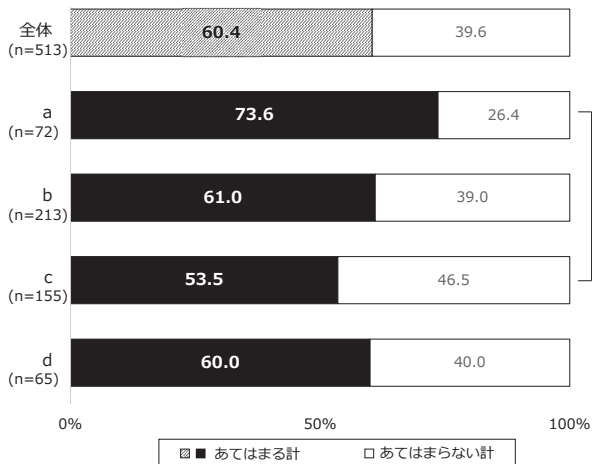
3-2-2 肉用牛の分析結果

全 43 項目のうち、AW 指針の認知度と取組状況に関連がみられた項目は約 5 割(21 項目)であった。「あてはまる計」が 90% 以上の 29 項目のうち、認知度による有意差が認められた項目は約 4 割である 11 項目で、「あてはまる計」が 90% を切る 14 項目については、約 7 割である 10 項目で有意差が認められた(表 1)。また、「あてはまる計」が 90% 未満で差が認められなかった項目は、去勢の実施、蹄の管理、繋ぎ飼いの運動、輸送時の AW への配慮に関する 4 項目であった(表 2)。

類型別にみると、a/b と c/d の間で有意差が認められた項目が 5 項目あったほか(図 6)、全体の「あてはまる計」が特に低い 3 項目を含む 5 項目において、認知度が高いほど望ましい選択肢を選ぶ傾向(a>b>c>d)が確認された(図 7)。また、全体の「あてはまる計」が 90% 以上の 10 項目において、d のみ取組率が低い傾向がみられた(図 8)。安楽死に関する 1 項目では、a と b/c/d 間で差が認められ、a のみ取組率が高い傾向となった(図 9)。

図 6

○ 除角は、触ると角が分かるようになる時期以降で、角が未発達（遅くとも生後2か月以内）に行っている。または、角が発達後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。（除角を行っていない233件は含まれない。）



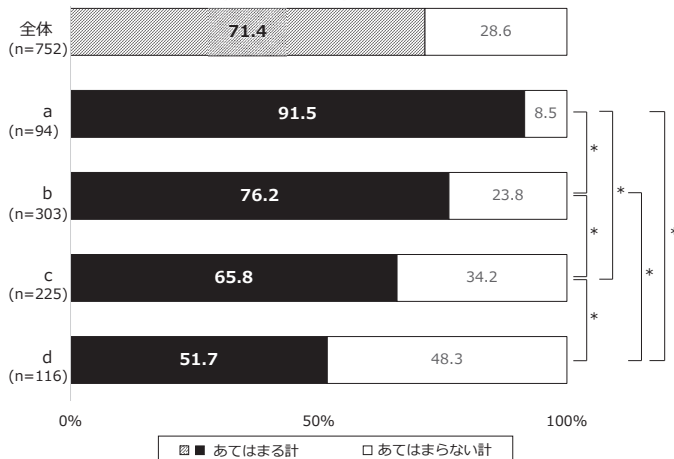
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・牛の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	89.9
・「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	64.5
・自然災害等の影響により、牛や牛舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	78.1
・輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	97.3

図 6 肉用牛の結果において a/b と c/d 間で差が認められた項目

図 7

○ 飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。



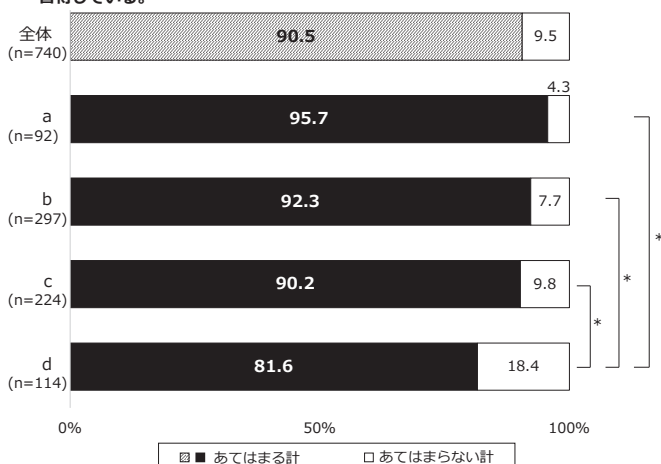
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	74.5
・災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	57.9
・危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	58.0
・警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	59.7

図 7 肉用牛の結果において a>b>c>d の傾向がみられた項目

図 8

○ 家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。



左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・1日1回以上、牛の飼養環境や健康状態を確認している。	99.2
・妊娠牛には、分娩前に清潔で快適な環境（敷料、分娩房の提供、適切な気温、衛生等）を提供している。	98.9
・出生した子牛には、24時間以内（最も効果的なのは6時間以内）に良質な初乳を十分量飲ませている。	99.7
・疾病に罹患した牛又は損傷した牛について、治療等の対応を決めるため、獣医師による速やかな診断を受けている。	99.6
・粗飼料を一定の割合で給与するとともに、ビタミンAをはじめとする栄養の適切な給与に注意している。	96.3
・全ての牛が必要な量の飼料、水及び栄養を問題なく摂取できるよう、飼槽や給水器など給餌及び給水の設備を設置している。	98.7
・牛舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	98.0
・家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に扱い、責任を持って家畜を輸送している。	98.1
・輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	97.6

図 8 肉用牛の結果において d のみ低い傾向がみられた項目

図 9

○ 獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。（行う機会がない201件は含まれない。）

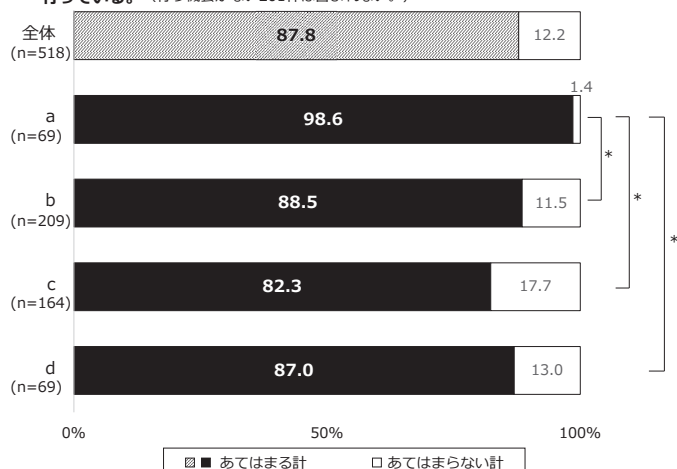


図 9 肉用牛の結果において a のみ高い傾向がみられた項目

3-2-3 豚の分析結果

全 40 項目のうち、AW 指針の認知度と取組状況に関連がみられた項目は 5 割（20 項目）であった。「あてはまる計」が 90% 以上の 26 項目のうち、認知度による有意差が認められた項目は約 3 割の 9 項目、「あてはまる計」が 90% を切る 14 項目については、約 8 割の 11 項目で有意差が認められた（表 1）。また、「あてはまる計」が 90% 未満で差が認められなかった項目は、表 2 に示

す分娩前の巣材の提供、早期離乳、輸送時の AW への配慮に関する 3 項目であった。

類型別にみると、a/b と c/d の間で有意差が認められた項目が 10 項目あった（図 10）。また、8 項目において、認知度が高いほど望ましい選択肢を選ぶ傾向（a > b > c > d）が確認され（図 11）、全体の「あてはまる計」が 90% 以上の 2 項目で d のみ取組率が低い傾向がみられた（図 12）。

図 10

○ オールイン・オールアウトを行う場合、新しい群の導入前に洗浄、消毒及び乾燥を行っている。（オールイン・オールアウトを行っていない89件は含まれない。）

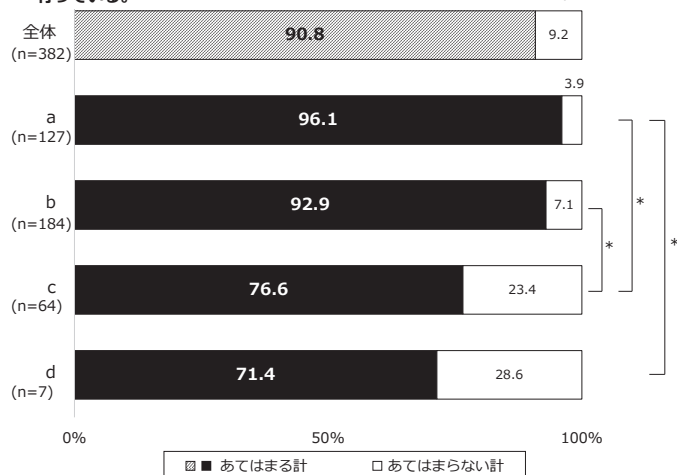


図 10 豚の結果において a/b と c/d 間で差が認められた項目

左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・耳刻、耳標等の個体識別は、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っている。	92.3
・疾病に罹患し、又は損傷しているおそれのある豚が確認された場合、可能な限り丁寧に移動させ、隔離し、迅速に手当を行っている。	94.4
・豚舎の清掃、洗浄及び消毒を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	96.5
・豚の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	89.3
・疾病に罹患した、損傷した又は異常行動を示す豚を治療や観察するための隔離豚房を設けている。	81.7
・警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	79.2
・家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取扱、責任を持って家畜を輸送している。	98.0
・輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	97.3
・輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	97.7

図 11

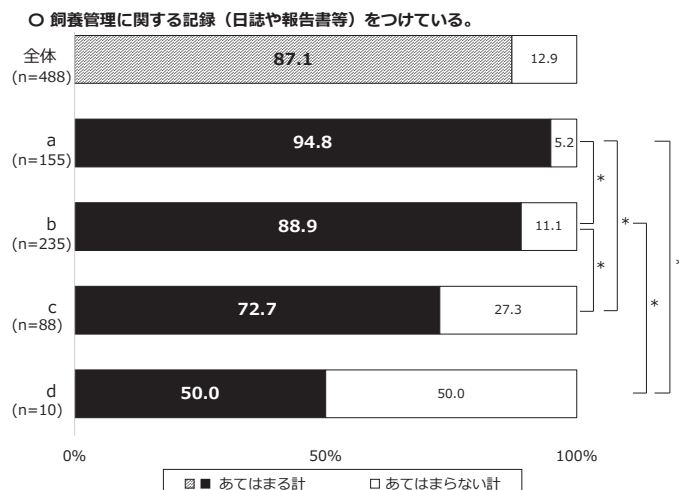
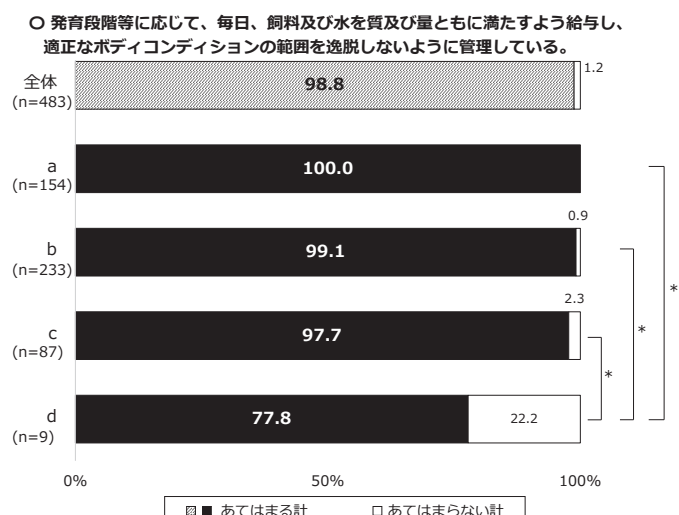


図 11 豚の結果において a>b>c>d の傾向がみられた項目

左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	78.6
・「豚の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む。）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	67.4
・疾病に罹患した豚又は損傷した豚について、治療等の対応を決めるため、獣医師による速やかな診断を受けている。	81.7
・災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	68.1
・危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	68.5
・自然災害等の影響により、豚や豚舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	84.0
・獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	79.2

図 12



左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・豚が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	96.7

図 12 豚の結果において d のみ低い傾向がみられた項目

3-2-4 採卵鶏の分析結果

全 38 項目のうち、AW 指針の認知度と取組状況に関連がみられた項目は約 6 割（23 項目）であり、「あてはまる計」が 90% 以上の 24 項目のうち、認知度による有意差が認められた項目は 5 割（12 項目）、「あてはまる計」が 90% を切る 14 項目については、約 8 割（11 項目）で有意差が認められた（表 1）。また、「あてはまる計」が 90% 未満で差が認められなかった項目は、表 2 に示すピークトリミング後の処置、換羽処

理、異常行動の是正に関する 3 項目であった。

類型別にみると、a/b と c/d の間で有意差が認められた項目が 10 項目あり（図 13）、7 項目において、認知度が高いほど望ましい選択肢を選ぶ傾向（a>b>c>d）が確認された（図 14）。また、全体の「あてはまる計」が 90% 以上の 3 項目で d のみ取組率が低い傾向がみられ（図 15）、別の 3 項目では、a のみ取組率が高い傾向がみられた（図 16）。

図 13

○ 1日1回以上、鶏の飼養環境や健康状態を確認し、飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。

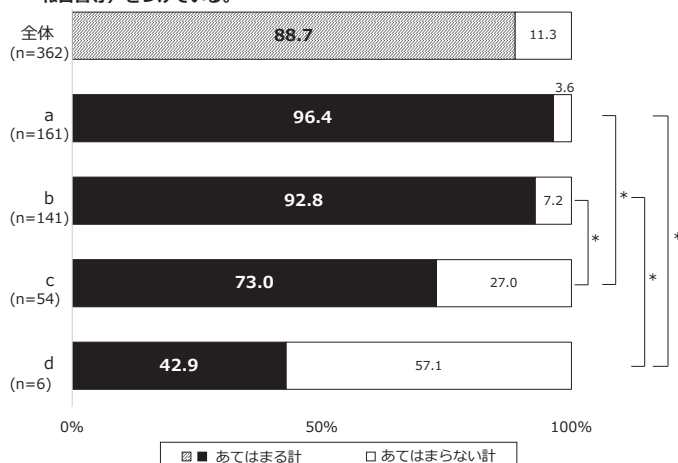


図 13 採卵鶏の結果において a/b と c/d 間で差が認められた項目

左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・ 鶏舎の清掃や消毒等を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	97.5
・ 気象環境の変動によって鶏舎内の温度及び湿度が大きく変化しないよう維持及び管理している。	92.9
・ 鶏舎等は、損傷の原因となるような突起物や破損箇所がなく、清掃及び消毒が容易な構造としている。	94.9
・ 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与えている。	92.9
・ ケージで飼養している場合、飼料及び水の摂取が可能で、自然な姿勢で移動したり姿勢を正常に調整したりできるような飼養密度としている。	93.4
・ 鶏が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	95.3
・ 鶏舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	97.5
・ 光線管理に当たっては、鶏舎内に適切な継続した明期を設け、鶏の正常な行動や飼養者等による適切な管理のため、十分な照度を均等に照射している。	95.8
・ 鶏の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	75.3

図 14

○ 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。

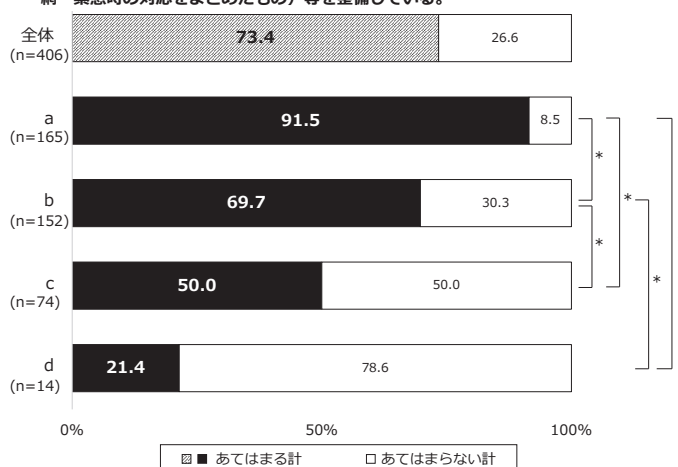


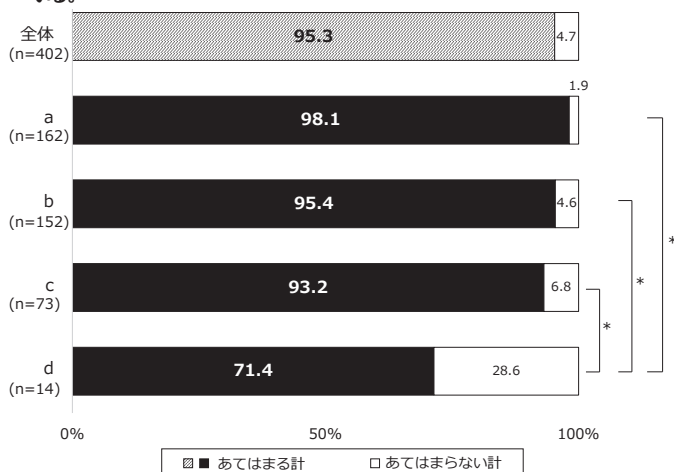
図 14 採卵鶏の結果において a>b>c>d の傾向がみられた項目

左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・ アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	83.0
・ 「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む。）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	70.9
・ 危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	73.3
・ 自然災害等の影響により、鶏や鶏舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	88.4
・ 警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	83.7
・ 獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	80.1

図 15

○ 家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。



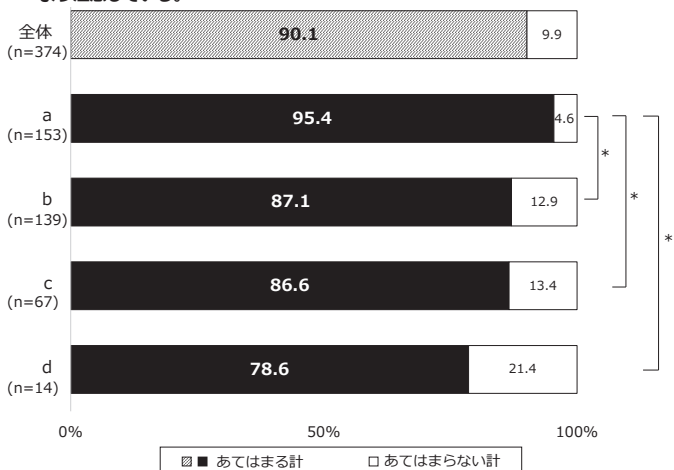
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・食鳥処理前は、輸送等の時間も考慮した上で、過度に長時間の絶食は行わないようにしている。	93.8
・平飼い方式で飼養している場合、闘争行動を防止するための飼養空間の拡大、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離、照度の低減、飼料形状の調整（細粒化）、付帯設備の提供等を行っている。	91.3

図 15 採卵鶏の結果において d のみ低い傾向がみられた項目

図 16

○ 輸送が鶏にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。



左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・鶏の輸送に携わる全ての者が、鶏を丁寧に取扱い（首や羽の先端を持たないなど）、責任を持って鶏を輸送している。	89.6
・輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	89.5

図 16 採卵鶏の結果において a のみ高い傾向がみられた項目

3-2-5 肉用鶏の分析結果

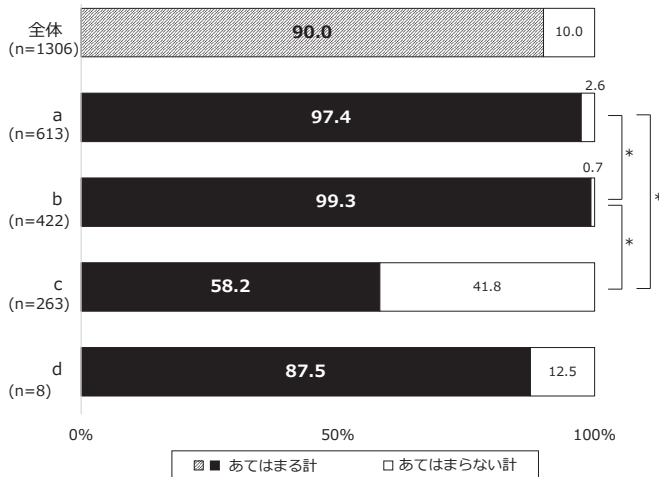
全 35 項目のうち、AW 指針の認知度と取組状況に関連がみられた項目は約 7 割（26 項目）であり、「あてはまる計」が 90% 以上の 27 項目のうち、認知度による有意差が認められた項目は約 7 割（18 項目）、「あてはまる計」が 90% を切る 8 項目については、すべてで有意差が認められた（表 1）。

類型別にみると、a と b 間でも差が認められたものの、2 項目において、a/b と c/d 間で差があると言える結果となった（図 17）。また、全体の「あてはまる計」が特

に低い 2 項目を含む 3 項目において、認知度が高いほど望ましい選択肢を選ぶ傾向（ $a > b > c > d$ ）が確認され（図 18）、全体の「あてはまる計」が 90% 以上の 15 項目で d のみ取組率が低い傾向がみられた（図 19）。さらに、2 項目で a のみ取組率が高い傾向がみられ（図 20）、暗期の設定、屋外エリアでの管理、輸送時の AW への配慮に関する 4 項目では、有意差は確認されたものの、取組率が AW 指針の認知度に応じて変化するという一定の傾向は認められなかった（図 21）。

図 17

○ 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与えている。



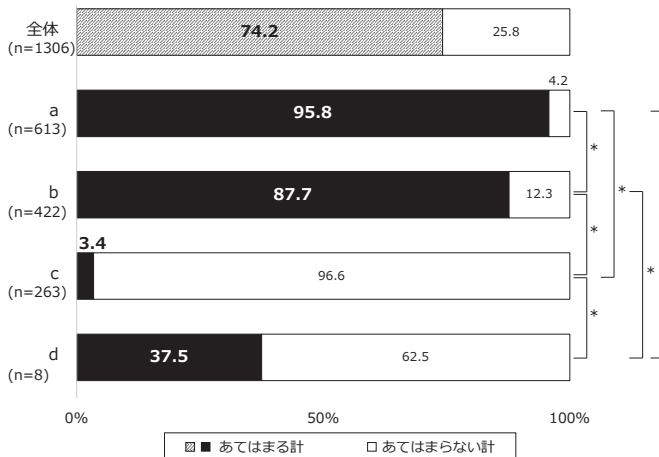
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・ 獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	78.3

図 17 肉用鶏の結果において a/b と c/d 間で差が認められた項目

図 18

○ アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。



左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・ 「プロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	53.8
・ 危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	60.6

図 18 肉用鶏の結果において a>b>c>d の傾向がみられた項目

図 19

○ 1日1回以上、鶏の飼養環境や健康状態を確認し、飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。

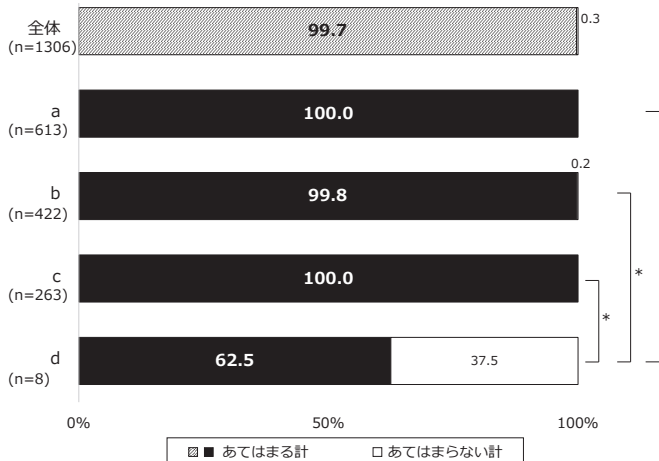


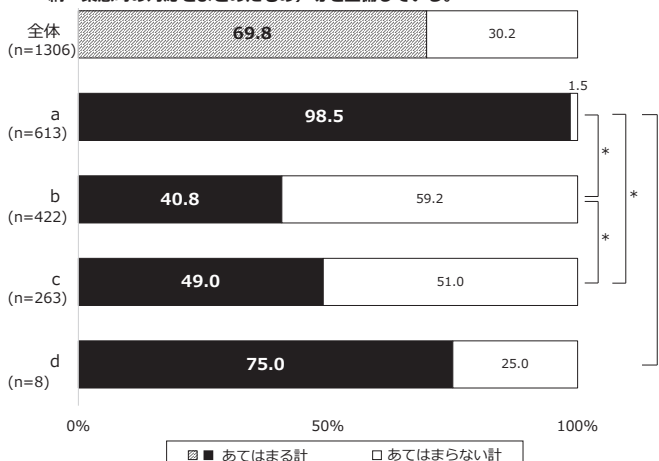
図 19 肉用鶏の結果において d のみ低い傾向がみられた項目

左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・鶏に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避けるなど、可能な限り鶏を丁寧に扱っている。	99.8
・捕鳥の際は、ストレス及び損傷等を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにしている。	98.2
・鶏舎の清掃や消毒等を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	99.9
・家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。	99.8
・鶏の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	98.2
・気象環境の変動によって鶏舎内の温度及び湿度が大きく変化しないよう維持及び管理している。	99.8
・鶏舎等は、損傷の原因となるような突起物や破損箇所がなく、清掃及び消毒が容易な構造としている。	99.2
・敷料や床面の適切な管理により、コクシジウム症、その他の寄生虫症の発生に注意している。	99.8
・鶏が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	99.9
・鶏舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	99.8
・自然災害等の影響により、鶏や鶏舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	98.8
・鶏の輸送に携わる全ての者が、鶏を丁寧に取扱い（首や羽の先端を持たないなど）、責任を持って鶏を輸送している。	98.1
・輸送が鶏にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	97.4
・輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	98.2

図 20

○ 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。



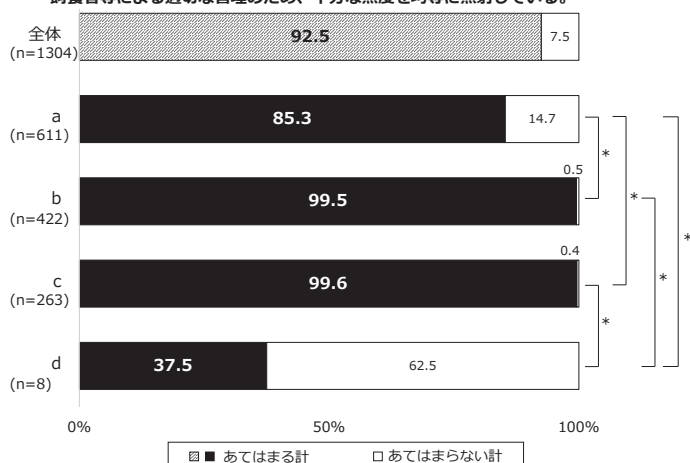
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	98.8

図 20 肉用鶏の結果において a のみ高い傾向がみられた項目

図 21

○ 光線管理に当たっては、鶏舎内に適切な継続した明期を設け、鶏の正常な行動や飼養者等による適切な管理のため、十分な照度を均等に照射している。



左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・屋外エリアを設けている場合、屋外エリアは、捕食動物や野鳥との接触及び疾病のリスク並びに不利な気候条件の影響を防止している。	82.3
・鶏のストレスを低減し、通常の行動や歩様及び脚の健康の増進のため、各 24 時間の間に継続した暗期を適切に設けている。	60.1
・鶏の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	44.9

図 21 肉用鶏の結果において認知度と取組率に一定の傾向が認められなかった項目

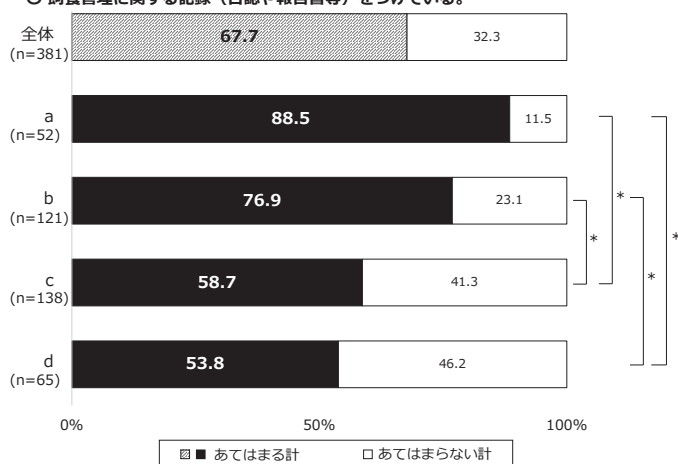
3-2-6 馬の結果

全 38 項目のうち、AW 指針の認知度と取組状況に関連がみられた項目は約 3 割（13 項目）で、「あてはまる計」が 90%以上の 26 項目のうち、認知度による有意差が認められた項目は約 1 割の 2 項目、「あてはまる計」が 90%を切る 12 項目については、約 9 割の 11 項目で有意差が認められた（表 1）。また、「あてはまる計」が 90%を切る項目で差が認められなかった項目は、飼養衛生管理に関する 1 項目のみであった（表 2）。

回答の類型別にみると、a/b と c/d の間で有意差が認められた項目が 5 項目あったほか（図 22）、全体の「あてはまる計」が特に低い 2 項目を含む 6 項目において、認知度が高いほど望ましい選択肢を選ぶ傾向（ $a > b > c > d$ ）が確認された（図 23）。また、2 項目で d のみ取組率が低い傾向がみられ、いずれも全体の「あてはまる計」が 90%を超えていた（図 24）。

図 22

○ 飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。



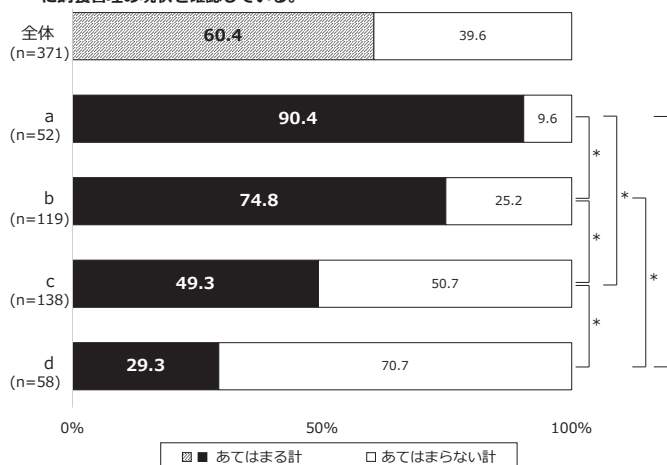
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除している。	90.0
・馬の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	88.7
・警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	63.4
・家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	84.9

図 22 馬の結果において a/b と c/d 間で差が認められた項目

図 23

○「馬の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。



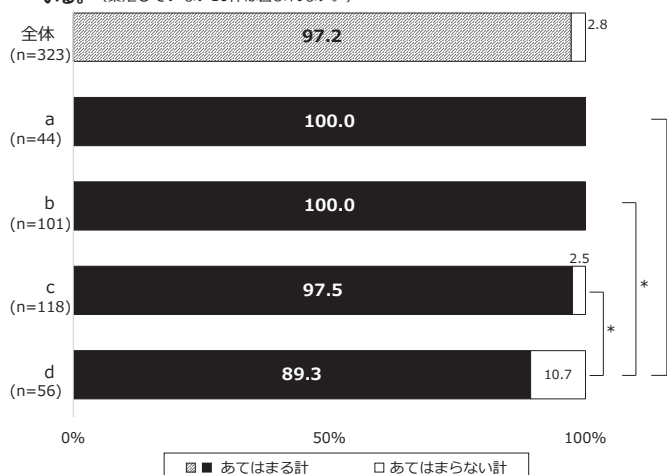
左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・ 個体識別を目的としてマイクロチップの挿入や烙印を実施する場合は、合併症の兆候を識別できるよう、使用する方法に関する知識を習得している。	81.7
・ アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	69.8
・ 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	56.4
・ 危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	54.8
・ 自然災害等の影響により、馬や厩舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	78.5

図 23 馬の結果において a>b>c>d の傾向がみられた項目

図 24

○ 子馬の離乳は、栄養要求量を満たす飼料を自ら摂取できるようになってから行っている。（繁殖していない10件は含まれない。）



左記以外の該当項目

項 目	あてはまる計 (%)
・ 放牧している場合、蹄の健康を保つため、放牧場の泥浄化（ぬかるみ）に注意している。	93.5

図 24 馬の結果において d のみ低い傾向がみられた項目

4 考 察

AW 指針の認知度について、豚・採卵鶏・肉用鶏の方が乳用牛・肉用牛・馬よりも高いことが分かった。これは、海外では繁殖雌豚のストール飼養や採卵鶏のケージ飼いが規制されるなど [22, 23] 消費者の関心も高いために、生産者の AW に対する関心が高いということが理由としてあるかもしれない。

畜種ごとの分析結果を「あてはまる計」の割合別に確認すると、乳用牛・肉用牛・馬では、全体の「あてはまる計」が 90% 以上の項目のうち約 6～9 割で認知度による有意差が認められなかった。また、有意差が出た項目でも、その半数以上が、AW 指針を「聞いたこともない」と答えた者の取組率のみが低く、それ以外の回答層では差が見られないという傾向がみられた。このこと

は、AW 指針の存在を知っているかどうかが取組状況に影響した可能性はあるものの、「あてはまる計」が 90% 以上の項目の多くが、AW 指針の認知度に関わらず日常的に取り組まれているという可能性を示唆している。豚・採卵鶏・肉用鶏では、全体の「あてはまる計」が 90% 以上の項目のうち約 3～6 割で認知度による有意差が認められなかった。これは、乳用牛・肉用牛・馬と比べ、「あてはまる計」が 90% 以上の項目であっても AW 指針の認知度によって取組状況に差が生じていることを示している。しかし、有意差がみられた項目の中には AW 指針を「聞いたこともない」と答えた者のみ取組率が低い項目もあり、これらを加えると該当割合は約 6～9 割に達する。豚・採卵鶏・肉用鶏では、AW 指針を「聞いたこともない」と答えた者の割合自体が、乳用牛・肉

用牛・馬と比べると小さいことも踏まえると、豚・採卵鶏・肉用鶏においても、「あてはまる計」が90%以上の項目の多くは、AW 指針の認知度に関わらず日常的に取り組まれていると考えられる。

全体の「あてはまる計」が90%未満の項目について、乳用牛・肉用牛・馬ではその6割以上で認知度のa/bとc/d間に有意差が認められ、AW 指針を認知・理解している方が取組率が高いと分かった。特に、AWに関する知識の習得、災害に備えた危機管理マニュアル等の整備といった、いずれの畜種においても取組率が低い項目において $a>b>c>d$ の傾向が認められ、AW 指針の認知度が高いほど取組率も高いということが示された。豚・採卵鶏・肉用鶏においても、「あてはまる計」が90%未満の項目については8割以上で有意差が認められ、乳用牛・肉用牛・馬と同様に、AWに関する知識の習得や災害に備えた危機管理マニュアル等の整備など、全畜種で取組率が低い項目において、AW 指針の認知度が高いほど取組率も高いということ示された。このことは、現在「あてはまる計」が90%に満たない項目、特に取組率が低い項目において、AW 指針の認知度がその取組状況に大きく影響しているということを示している。

一方、乳用牛の繋ぎ飼いの項目や肉用鶏における暗期の設定等の項目では、有意差が認められたものの、取組率がAW 指針の認知度に応じて変化する傾向はみられなかった。乳用牛の繋ぎ飼いの項目では、認知度のaとd間で有意差が認められなかった一方、aとb、aとc間では差が認められたことから、指針の認知度がある程度、取組状況に影響しているかもしれない。しかし、その取組に施設整備の必要性といったAW 指針の認知とは別の要因が影響している可能性も考えられた。また、肉用鶏の暗期の設定や屋外エリアでの管理等の項目では、認知度のaとdの取組率が低く、bとcでは高いという結果になった。暗期に関しては、鶏が活動を落とすことにより体熱産生が大幅に減る[24]ため寒冷地域では設定が困難との意見もあり、取組状況にこうした環境条件が影響しているかもしれない。さらに、肉用鶏を除くすべての畜種において、「あてはまる計」が90%に満たないものの、認知度による有意差が認められなかった項目があったが、例えば、肉用牛の去勢では、麻酔薬や鎮痛剤の使用にあたり獣医師の関与が必要だが、その獣医師が不足しているという課題[25]があり、豚への巢材の提供は、衛生面での問題が生じるとの指摘もある[26]。このように、これら項目の取組状況には、AW 指針の認知とは別の要因が影響していると考えられる。こうした要因について明らかにするため、聞き取り等の別アプローチも含むさらなる分析が必要だろう。

全体として、いずれの畜種においても有意差がある項目として、「あてはまる計」が90%に満たない取組率が

低い項目が多く含まれていた。また、すべての畜種で取組率が低い項目では、AW 指針の認知度が高いほど取組率も高いと示された。以上より、現在「あてはまる計」が90%に満たない項目、特に畜種に共通して取組率が低い項目については、AW 指針のさらなる普及により取組状況の改善を図ることができると考えられた。一方、指針の認知度に依らない差がみられるなど、AW 指針の認知とは別の要因が影響している可能性がある項目も複数認められた。これら項目については、さらなる分析を実施するとともに、科学的見地に基づく対応の検討が今後の課題となるだろう。

今回、令和6年度のAW 指針の取組状況に係る調査で得られた回答を分析した結果、畜種により幅はあるもののAW 指針の認知度とAWに配慮した飼養管理の取組状況との間には一定の関連があることが分かった。令和6年度調査は、調査の設計上、統計的な母集団推定を意図したものではないものの、別途検討した全国の飼養戸数に対する回収した回答数の割合や地域別・飼養規模別の傾向を加味すると、全国的な生産現場の傾向を捉えていると考えられるものであった。この分析結果より、AWの取組に関する今後の検討課題が明らかとなったが、まずは、全体的なAWの取組推進のため、AW 指針の普及が重要であると言えるだろう。

5 お わ り に

令和8年3月現在、農林水産省では、令和6年度の調査結果を踏まえ、AW 指針における「実施が推奨される事項」の各項目について、取組状況に応じた具体的な達成目標を設定するための検討を行っているところである。これまでも生産現場におけるAWに配慮した飼養管理の普及のため、説明会等を通じたAW 指針の周知や、補助事業を活用した施設（環境）の整備やAWに関する研修の開催等の支援を行ってきたが、今後もこれから取組を通じて設定した目標の達成を図っていくこととしている。

また、今回の分析で考察したように、AW 指針の認知・理解だけでは対応できないAW上の課題もあり、こうした課題については科学的データを踏まえた対応の検討が求められる。農林水産省では、かねてより科学的知見の収集に取り組み、幅広い関係者の皆様との意見交換を行ってきたが、引き続き知見の収集を進めるとともに、関係する多様な方々の声を聞きながら日本のAWを推進していく必要があるだろう。

AW 指針の取組状況に係る調査の実施にあたり、回答にご協力いただいた生産者の皆様、調査の周知や回答回収等にご協力いただいた都道府県及び各畜産関係団体の皆様に深く御礼申し上げます。また、本調査結果の分析に際しご助言をいただいた元東北大学教授の寺田文典先生、農林水産省の取組に対し、多様

なご意見をいただいた当省の「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」委員の皆様、その他、さまざまな形で当省の取組にご協力いただいたすべての関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

引用文献

- [1] 眞壁七恵：家畜のアニマルウェルフェアに関する新たな国の飼養管理指針の策定について，畜産技術，825，35-39（2024）
- [2] World Organisation for Animal Health：Section 7 Animal Welfare, Terrestrial Animal Health Code, (<https://sont.woah.org/portal/tool?le=en>), (accessed 2026-03-30)
- [3] 農林水産省：国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について，農林水産省畜産局長通知（令和5年7月26日付け5畜産第1062号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-139.pdf),（参照2026-03-30）
- [4] 農林水産省：乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1063号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-135.pdf),（参照2026-03-30）
- [5] 農林水産省：肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1064号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-134.pdf),（参照2026-03-30）
- [6] 農林水産省：豚の飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1065号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-133.pdf),（参照2026-03-30）
- [7] 農林水産省：採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1066号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-132.pdf),（参照2026-03-30）
- [8] 農林水産省：ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1067号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-131.pdf),（参照2026-03-30）
- [9] 農林水産省：馬の飼養管理に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1068号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-130.pdf),（参照2026-03-30）
- [10] 農林水産省：家畜の輸送に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1069号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-129.pdf),（参照2026-03-30）
- [11] 農林水産省：家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1070号）（2023），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-128.pdf),（参照2026-03-30）
- [12] 農林水産省：令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査の結果について（概要版）（2025），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-112.pdf),（参照2026-03-30）
- [13] 農林水産省：令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査 乳用牛の結果（詳細版）（2025），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-113.pdf),（参照2026-03-30）
- [14] 農林水産省：令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査 肉用牛の結果（詳細版）（2025），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-114.pdf),（参照2026-03-30）
- [15] 農林水産省：令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査 豚の結果（詳細版）（2025），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-115.pdf),（参照2026-03-30）
- [16] 農林水産省：令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査 採卵鶏の結果（詳細版）（2025），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-116.pdf),（参照2026-03-30）
- [17] 農林水産省：令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査 肉用鶏の結果（詳細版）（2025），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-117.pdf),（参照2026-03-30）
- [18] 農林水産省：令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査 馬の結果（詳細版）（2025），(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-118.pdf),（参照2026-03-30）
- [19] R Core Team：R: A language and environment for statistical computing, R Foundation for Statistical Computing（2023），(<https://www.R-project.org/>),（accessed 2026-03-30）
- [20] 郷式 徹：クロス集計表に対する統計分析の手法— χ^2 検定とFisherの直接法および残差分析と多重比較による下位検定—，心理科学，28，56-66（2008）
- [21] 畜産技術協会：達成目標年の設定にかかる専門的課題協議会の開催状況（<https://jlta.jp/archives/10583>），（参照2026-03-30）
- [22] 飼農畜産振興機構：米国のアニマルウェルフェアをめぐる情勢と業界団体などにおける取り組み，畜産の情報，3月号，7-16（2025）
- [23] 飼農畜産振興機構：EUのアニマルウェルフェア関連規制の現状と見直しの方向性，畜産の情報，3月号，17-28（2025）
- [24] Xin H, Sell JL, Ahn DU：Effects of Light and Darkness on Heat and Moisture Production of Broilers, American Society of Agricultural Engineers, 39, 2255-2258（1996）
- [25] 高井伸二：獣医師の需給2024：都道府県の獣医師確保の現状と課題—2020（令和2）年度基本方針と都道府県計画を読み解く—，日獣会誌，78，270-278（2025）
- [26] 伊野奈緒：分娩前の母豚への巣材の提供について～アニマルウェルフェアに対応した飼養管理を目指して～，All about SWINE, 65, 6-12（2024）